

一時保護事例からの問題提起

児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会2023-6-25

医療法人社団宣而会 勝田台メディカルクリニック

東邦大学名誉教授

黒木宣夫

【経歴】

1976年 東邦大学医学部卒業 精神神経医学入局

1985年 愛誠病院精神科医長、1987年 東京労災病院精神科部長を経て

1991年 東邦大学佐倉病院精神神経医学研究室准教授

2007年より同研究室教授 2012年より同大医学部講座(佐倉)教授

2012年より同病院副院長

2016年3月退職 同年4月より東邦大学名誉教授、勝田台メディカルクリニック院長

2019年より八千代市の要保護児童対策地域協議会に数か月に1回参加

2022.5～2023.3: 柏市いじめ重大事態調査検証委員会報告書提言等の対応に関する
アドバイザーボード会議委員長

【学会活動】 日本精神神経学会 日本産業精神保健学会 日本産業保健法学会

日本精神科産業医協会 千葉産業メンタルヘルス研究会

【受賞】

2010年 千葉県精神保健福祉部長賞

2010年 東京労働局長賞

2013年 千葉県知事賞

2019年 厚生労働省労働基準局長賞

2020年 厚生労働大臣賞（功績賞）

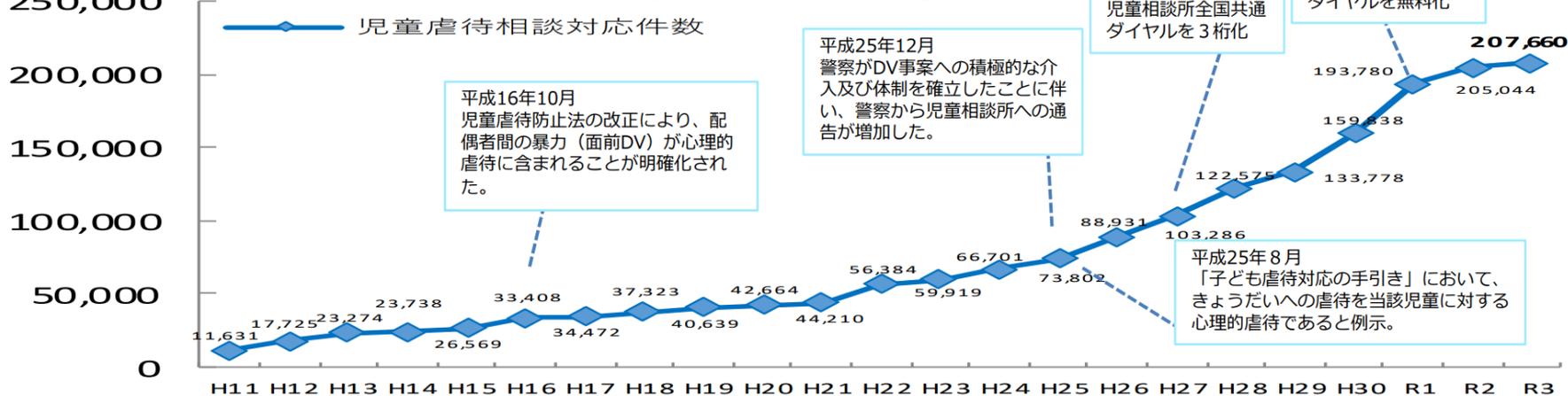
2022年 厚生労働大臣賞（功労賞）

2016.4～2023.5新患(3256名)	
0～12歳	37
13～15歳	101
16～18歳	154
合計	292(9%)

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和3年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、207,660件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（60.1%）、次いで身体的虐待の割合が多い（23.7%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（14%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



ネグレクト＋心理的虐待＝75.2%

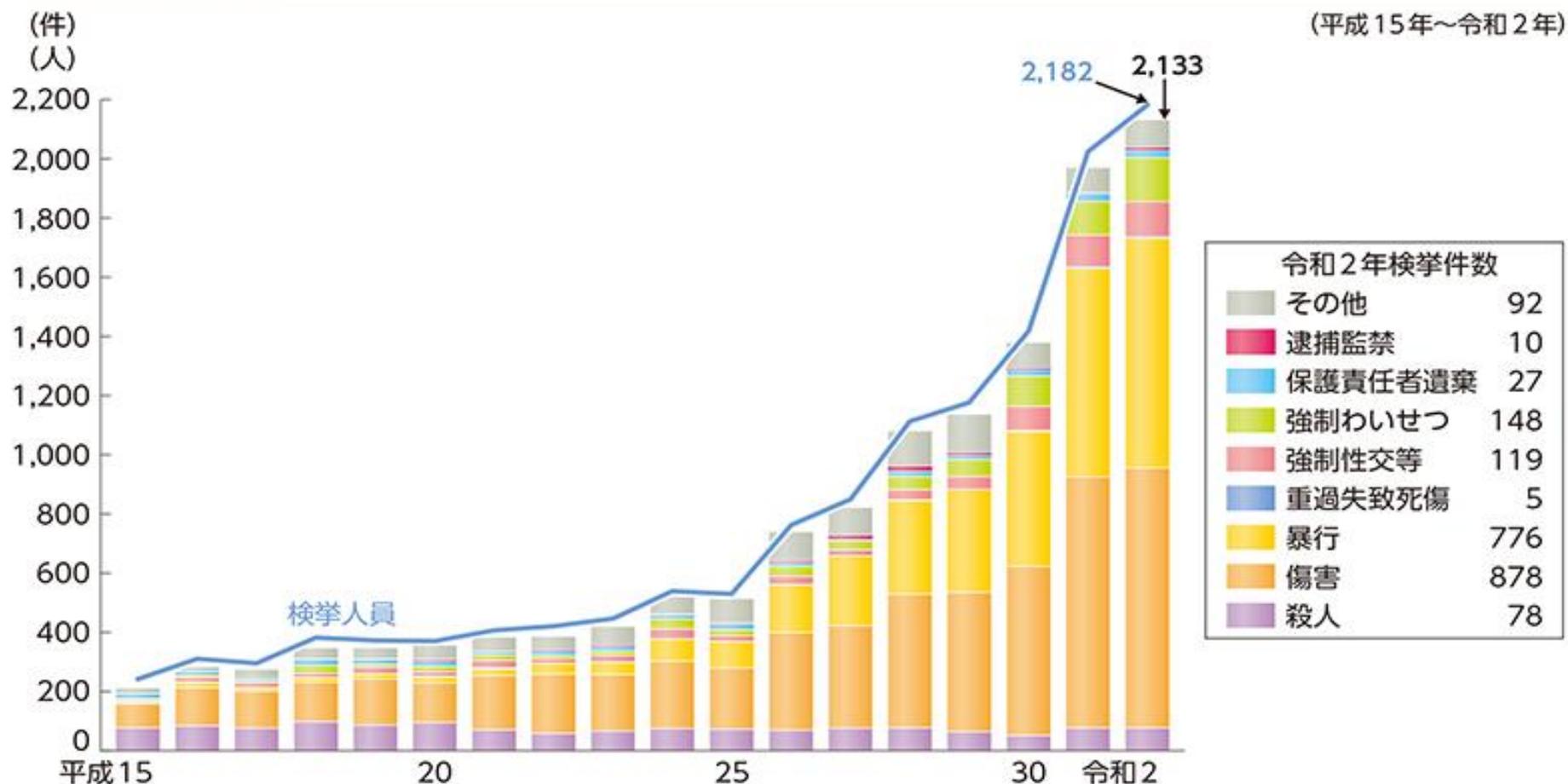
○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和3年度（割合） （前年比）	49,241(23.7%) (-794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

○ 虐待相談の相談経路

警察＋近隣＝64%

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
3年度（割合） （前年比）	14,696 (7%) (+603)	2,649 (1%) (-23)	28,075 (14%) (+434)	2,529 (1%) (+414)	9,071 (4%) (+806)	195 (0%) (-15)	226 (0%) (-7)	3,608 (2%) (+181)	2,846 (1%) (-107)	103,104 (50%) (-521)	14,944 (7%) (+268)	25,717 (12%) (+583)	207,660 (100%) (+2,616)



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
- 2 本図は、資料を入手し得た平成15年以降の数値で作成した。
- 3 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。
- 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
- 5 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
- 6 「その他」は、未成年者拐取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

4-6-1-2表

児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別，罪名別）

法違反；淫行、道路、夜間業務等

(令和2年)

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強制性交等	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
				傷害致死								
総数	2,182	81	907	11	781	11	123	150	7	32	5	85
父親等	1,558	22	621	6	569	6	119	146	5	12	3	55
実父	995	17	386	2	437	2	47	58	3	9	3	33
養父・継父	300	1	125	1	63	1	53	46	1	1	-	9
母親の内縁の夫	210	4	98	1	51	3	15	28	-	2	-	9
その他(男性)	53	-	12	2	18	-	4	14	1	-	-	4
母親等	624	59	286	5	212	5	4	4	2	20	2	30
実母	588	59	266	3	201	4	3	3	2	20	2	28
養母・継母	14	-	10	-	3	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	5	-	3	-	-	-	1	1	-	-	-	-
その他(女性)	17	-	7	2	8	-	-	-	-	-	-	2

注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 「殺人」、「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも、無理心中及び出産直後の事案を含む。

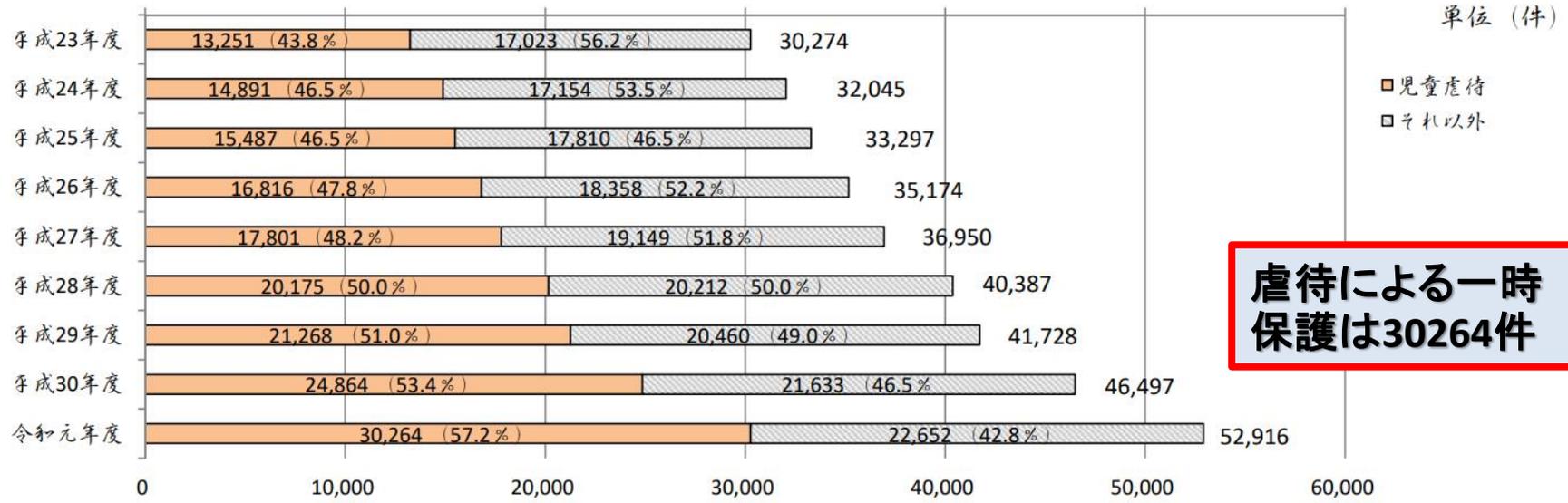
3 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。

4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

5 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。

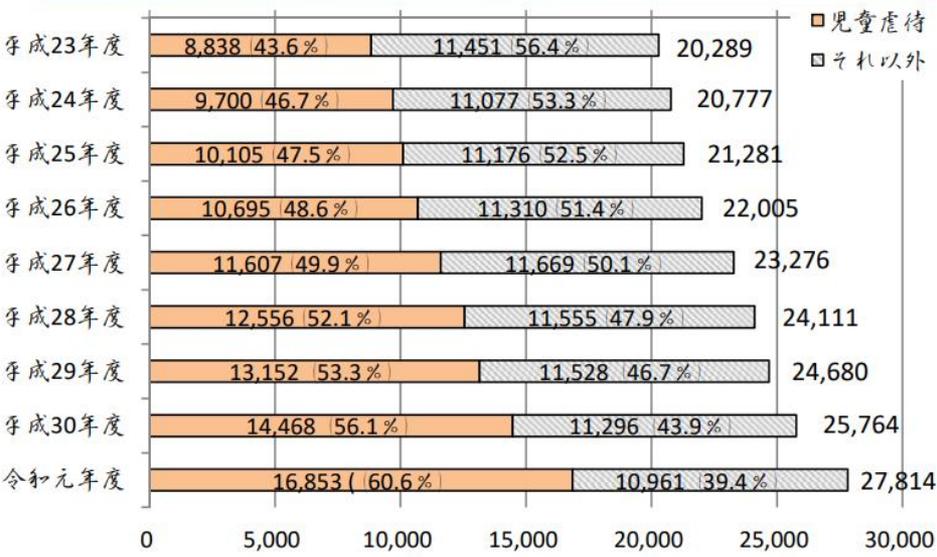
6 罪名の「その他」は、未成年者拐取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

一時保護の状況

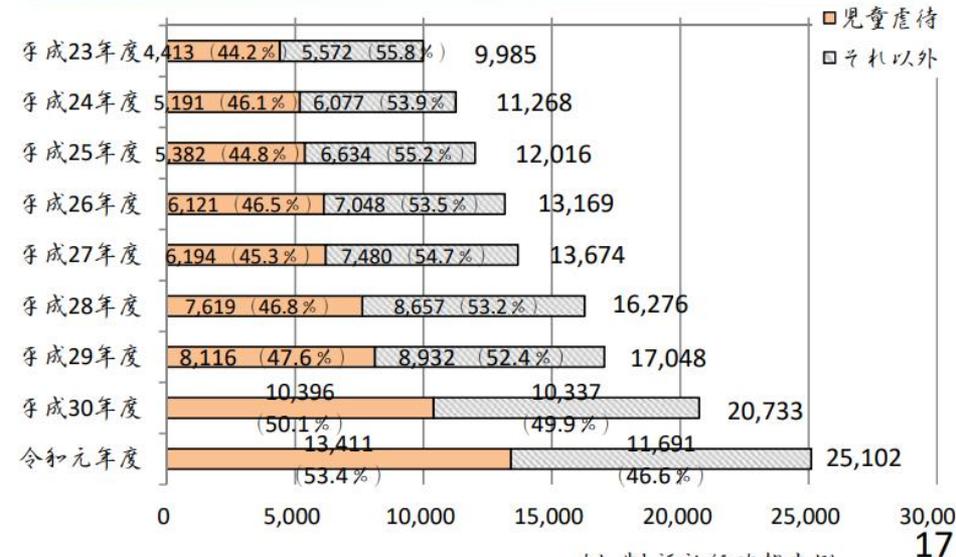


虐待による一時保護は30264件

一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託



令和元年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 193,780件※1

一時保護 30,264件※2

施設入所等 5,029件※3、4

一時保護⇒
施設入所16.7%



内訳															
児童養護施設 2,595件				乳児院 850件				里親委託等 735件				その他施設 849件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度	30年度		28年度	29年度	30年度		28年度	29年度	30年度		28年度	29年度	30年度	
2,651件	2,396件	2,441件		773件	800件	736件		568件	593件	651件		853件	790件	813件	

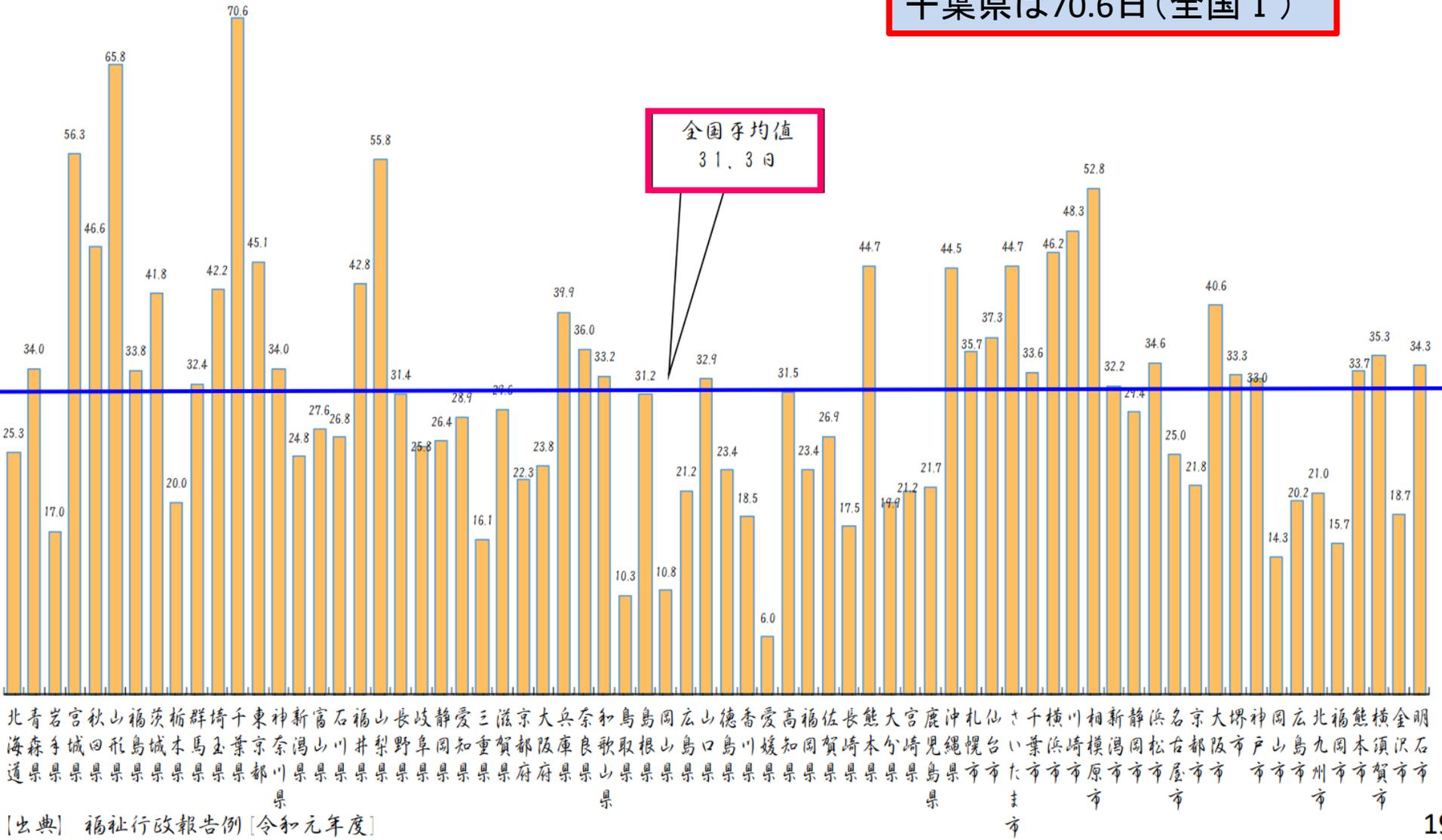
※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数(延べ件数)
 ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和元年度中に一時保護を解除した件数(延べ件数)
 ※3 児童虐待を要因として、令和元年度中に施設入所等の措置がなされた件数(延べ件数)
 ※4 令和元年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,672件
 【出典：福祉行政報告例】

(参考) 一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

- 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 - 全国平均値 : 31.3日 (前年度平均値 : 29.4日)
- (参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

千葉県は70.6日(全国 I)



全国平均値
31.3日

[出典] 福祉行政報告例 [令和元年度]

一時保護事例の関り

親子関係に問題がある場合、そうでなくとも思春期は疾風怒涛の時期とも言われ、思春期病態がゆえに思春期事例は周囲が惑わされることがある。

1例目：学校の先生に親に虐待されているとのメール、母親が言うには自分の顔に口紅をうまくつけて、虐待された証拠として担任に送り、児童相談に通報され、一時保護され、**実際には虐待の事実はなく当日に帰された事案**

2例目：統合失調症の事案で、親（特に父親）に対する拒否感が強く、夜に友人宅に行くと言って帰らず、親は搜索願を出していたが、友人の**母親が本人の虐待？の話**を鵜呑みにして警察まで連れて行き夜中に児童相談所に一時保護された事案

虐待されている可能性があるとの通報を鵜呑みにして一時保護

同意なし一時保護事例

- X年3月21日** 出産 発育も普通、Aメンタルクリニックに以前から通院、
- X年5月上旬**: 首が座っていない育児相談、保育ママ制度利用⇔診断書「産後うつ」
- 6月上旬**から制度を利用 7月4日に同クリニック 投薬、断乳、
- 7月14日**に地域の育児相談 大人の発達がある? 「がんこ、こだわり」⇒ADHD
- 9月初旬** 助産師会助産師に育児相談(電話)3回 ⇒9月25日家庭訪問
「しんどくなった」⇒**児相に通告**(担当K氏)
- 9月26日**から児相は毎日訪問、10月3日「大丈夫です」と児相に連絡
- 10月27日**に児相に相談した時に**泣き出した**。
- 10月30日**に夫コロナになり、子供は預けられない、
- 11月2日**に娘と私がコロナ、11月9日に**泣き止まない困っている**、
「もう死にたい、どうでもいい」児相に相談
- 11月9日**に児相が夫に連絡 夫はパニックになるけど、自分が家にいると「大丈夫」
- 11月10日**にクリニック受診、ベランダから飛びおりたくなる、子供の首をしめたくなる
RPD 0.5mg 夕食
- 11月13~14日**は自宅、保育ママに8時半~17時に預けた。
- 11月15日**に保育ママの家から一時保護

一時保護の根拠

一時保護決定通知書を持ってきた。「**不適切な療育の疑いがあり、児童相談所長が一時保護護適当と判断したため**」夫は「誘拐と同じ、警察を呼びますよ」
児相「何を言っても今日は返せません、クリニックの先生の話もあったので、
安全が確保できないので保護した」
本人「なんで、こういうことするんですか」

児相「死にたくなる、首を絞めたくなる」という発言が問題

X+1年1月18日児童相談所 担当から電話
(一時保護したのは) 9月26日 助産師が訪問したときに子供にいらいら、**ソファに投げた、覆ってしまった 虐待ではないかと助産師(通告)**
日中は保育ママ16時まで～夫の帰宅まで2時間
10月コロナ……**こどもと飛び降りる 腹立つ、死ねばいいのに、連絡帳に記載**
数日、続いた **こどもの連絡帳から一時保護が必要と判断**

主治医: 希死念慮 母が入院したほうがよい

2018年9月 国立成育療養研究センター調査発表資料から抜粋 産後一年後までに死亡した妊産婦の主な死因と人数(厚生労働省 研究班資料より) **自殺102人**・がん75人・心疾患28人・脳神経疾患24人・出血23人・羊水塞栓13人・妊娠高血圧症候群11人

傷病名：育児に伴う不安抑うつ状態（X+1年2月）

<現在までの経緯> 長女出産（X年3月）、同年6月上旬より不安疲労感出現、7月に育児に対する不安が強くなり、某クリニックよりコンサーター、リーゼが投与…服用せず経過をみていた。同年9月頃より睡眠障害、抑うつ気分が出現し…同年10月下旬に夫がコロナ感染、同年11月上旬に本人と長女もコロナ感染、保育ママにも預けられず、同年11月上旬から不安・抑うつ状態となった。

保育ママ連絡手帳に「11月7日；**保育ママ連絡帳；死にたい、子どもと飛び降りる、死にたい、苦しい、死にたい、生きていたくない、辛い、辛い、泣き声聞くのもいや、もう死にたい、**」との記載があり、同年11月15日に本人、家族に一時保護の説明もなく長女が保育ママ施設から一時保護された。

上記の経過で当院初診は、X年12月19日であり、初診時は医療機関、児童相談所等に不信感があり、軽度の不安抑うつ状態と判断し、スルピリド25mgの投薬はしたものの服薬せず、タケキャブ（逆流性食道炎治療薬）のみを屯服で服用…

<現在の状態> 当院にはX年12月19日から1～2週に1回通院しており、1)生活記録、2)現在までの振り返りの課題を与え、X+1年2月1日より心理カウンセリングを導入し、**服薬もなく病状は安定した状態**で推移している。

長女を含めた家族支援を中心に、児童相談所が今後の対応を検討していただくことを要望する。

一時保護の根拠が薄い

ソファに投げた、覆ってしまった 虐待ではないかと助産師(通告)

児相: **こどもと飛び降りる** 腹立つ、**死ねばいいのに**、連絡帳に記載
数日、続いた こどもの連絡帳から一時保護が必要と判断

11月7日;「保育ママ連絡帳;**死にたい**、**子どもと飛び降りる**、**死にたい**、苦しい、**死にたい**、**生きていたくない**、辛い、辛い、泣き声聞くのもいや、**もう死にたい**」との記載

産後事業ケア(通所・宿泊)⇒総合周産期医療センター(大学を含めた地域拠点)

産後うつ状態

精神科治療を優先
させるべき

親子喧嘩から一時保護

小学生から兄(重度知的障害)のことでいじめ、学校ではおとなしい感じ、一人ぼっちではない。月1回SCに相談…**家族に当たるようになってきた**。小6からスマホを離さない、2022年9月2日朝もスマホを離さず注意…**本人が「うるさい」と言ったので、手を挙げ、背中を叩いた**。

(なぜ通報)小学5年生からスクールカウンセラーに学校のいじめを相談、いじめられたら、警察で相談するところもあると言われていた。

(警察に通報したのは)学校に行く前で、車で送ってもらった、親子喧嘩になり、これじゃ学校にいけない。どうしようもなくなり…、

(怖い、身に危険を感じた)少し

(母)溜め込んでいる、家で暴れる、ああいえばこういう、スマホを毎晩、いじって離さない、出発する時間だしやめなさいと言ったら、「うるさい」と言われたので、**強くたたいたのは4回** ぎりぎりスマホ見ていたのが悪い。

<虐待の説明> 本人が警察に通報し、警察署に連れて行かれ、警察から児相に連れていきます。警察の人は「ちょっとだからすぐ帰れるから」と言われて一時保護(母に) **擦過傷** と説明 … **警察官2人、一人が両親、もう一人が本人を聴取** (本人)自分で痒くて搔いた傷ですと言った、… **聞く耳を持たず通報⇒一時保護** 母)1か月間、音沙汰なし、こちらから話して連絡してもそのまま、放置されていた、**X年9月2日～12月23日まで一時保護**

虐待と認定した、児相に「今後は、手は上げない、家の生活空間の見直し、この子の子供部屋を作っていなかったの、プライバシーとか」

2週に1回面談;なぜ手を挙げたのか、**毎晩、スマホをみて、たたいていましたよね**、**普段から叩いていましたよね** 「違います」と言ったら、**そうですか**、誘導尋問 常に聞かされた、担当に連絡しても「勉強はしてます」

<一時保護後>

一時保護施設の学習時間 1日; **9時～12時まで学習時間** 一部屋に十数人
4か月間 は)きつかった 先生に**お母さんに会いたいと言っても、上が許可しない**

<現在> 中学入学後、学校で腹痛がひどい。

大人を信用できない⇒こころの傷

親子喧嘩＝虐待？

家族に当たる⇒家で暴れる、ああいえばこういう、スマホを離さない⇒注意してもきかない⇒背中を4回叩いた⇒親子喧嘩になり、これじゃ学校にいけない。どうしようもなくなり警察に通報⇒警察は「**ちょっとだからすぐ帰れるから**」と言われて⇒児相に一時保護⇒面会禁止⇒**普段から叩いていましたよね** ⇒「**違います**」と言ったら⇒そうですか

親子喧嘩を虐待⇒一時保護⇒児相の虐待の確認⇒保護の後に虐待の裏付け確認⇒誘導尋問

3か月3週間の一時保護の必要性？

広汎性発達障害、中等度知的障害

X年5月11日(初診)4年前から他clinic通院、気に入らないと**暴れる、大声で泣く、壁に頭をぶちつける**、叫ぶ、6か月前に警察に通報、長男もADHD 二人通院

X年5月18日…子供はパニックがひどくて騒いでいた、**爪を剥ぐ**、12歳の女の子、X+2年6月1日:聞かれたのは父親の暴力…平等に愛せない、本人は「**お母さんなんか嫌いだ、お母さん殺してやる**」とさんざん言った後に、「お母さん、どうして怒ってる、なんでひどいこと言うの、意地悪しないで」と言う。

X年6月22日お父さんに気をつけてほしいと言われた、変わるの大人…相談所の人が見つめてくれた、
…X年8月19日:台風…**1時間わーと叫んでいる**、夫は怒るし…

X年9月23日:児童相談所に9月7日に連れて行かれた、**会わせてもらえない、居所も教えてもらえない**

X年11月4日 娘は地方の施設に入所、教えてもらえない、居所も教えてもらえない、私は何をしたらだろう、娘が帰ってこない

X年12月2日:行政は面会がよくないと判断、娘が帰ってこない…不服申したての書類を県に12月9日にした…審査6か月…**お父さんから暴力を振るわれたと、ずっと前のことでも昨日、叩かれたと言って、児童相談所は、そう判断した。**

X+1年1月6日:年末、お母さんが運転もあぶなかった、夜に連絡が来た。

児童相談所が**一時保護(9月7日)**

児童相談所の担当:Y氏に電話 Y氏:両親の虐待、**安全を確保するために措置入所を取った**、母親が父親から守れなかった、ネグレクト、父親の虐待、児童相談としては**両方を虐待として認定**した。(主治医へ説明)

相談所:お父さんを止められないあなたは育児放棄をしてきた、子供に手紙を書きなさい、そうでないとお誕生日のプレゼントも渡さない、主治医「お父さんとの関係でやむ得ない状況はあったが、お母さんに説明をする必要がある」と児童相談所に伝える。**精神症状が悪化する可能性も伝える。**

X+1年1月6日:行政担当:児相はお子さんを中心に考える**お母さんが不安定になったからと会わずことはない**
車ぼこぼこ、覚えていない¹⁶⇒解離症

夫:娘が帰ってこない心労で夜中泣いたり・不服審査を…と
りさげて早く面会できるようにしたい…担当者の暴言もある、

X+1年5月1日相談所だから**相談したのに回答もなく連れつ**

た、「お手本かいてください」と言ったら、黙ってしまった

県に対しては)・一時預かりにもどっているの、却下
X+1年5月24日もうあきらめました、会えないみたい、娘の

謝罪の手紙は書きました、月曜日に児童相談所に送って、
渡すかどうかは、児童相談所がきめる、20枚一枚か
いてもほとんどわからない

X+1年5月31日:言われたとおりにお詫びの手紙も書きま
したし、後、どうしろというのか、

X+1年7月3日:I県のIにあるK園 会えたが泣きも笑い
もしなかった、大人になったら、一緒にに暮らしましょ

ね、何度も何度も言うんです。(喜ばなかった)表情がな
かった、となりにひっついて、座ってくれた

X+1年8月9日お母さんが自分の口で、どうして施設に**いる**
のか説明しなさいといわれた、娘に謝罪して、施設に**いな**

いといけないことを説明してください。どういっていいか

わからない 笑ってくれなくて…父親は「一緒にキャンプにい
きたい」という手紙を書いてくれた、

X+1年12月6日:12月4日に14歳の誕生日、ウサギのぬい
ぐるみがほしいといっていたので、私と主人、息子の名前

で送った。娘から電話がかかってきた、主人も電話に出て、
いろいろ主人が話しかけていた、声をかけていた、

X+2年2月26日:21日に主人と2人で一緒に面会、娘も喜
んでいた、会ってみて喜んでいて、お父さんも「ごめんね」

と謝ってくれた、

X+1年5月1日・子供へのお詫び状を書かないとだめ、
字を読めないので伝わらない、こころのこもった、娘
が「**じゃあ許してあげる**」といわないと**駄目**、**虐待し**
ていないと言っても、それはわかっていると、私が通
訳します(児相)

児童相談所担当からは「**母親失格**」

児童相談所 主治医から担当に電話:不在

X+1年5月24日状態が**非常に悪化している**、児童相
談所が判断したことは、判断したこととして再度、地
域の支援を応援した方がよい(主治医)

X+1年7月3日児童相談のひとには「**変なこといたら**
面会禁止」と言われました。

X+1年12月6日児童相談所も**18歳まで返すつもりはな**
いと言っている、夫は受け入れている、児童相談所は、
おとうさんが根本的に変わらないと駄目、誤り方を書
面に出すように、誤り方を細かく出すように、話をした、
出すことによって、施設を私達の距離が縮まる(本人)
面会は月1回以上、増やさない、14歳になる、**改善が**
進んでもだめという、他の家族もそう、あんまりいうと
怒られる、私の様子と娘の様子を見て、返しても良い
と施設の人は言ってくれたが、児童相談所は返さない
といっていた。お父さんの今回の態度で変わったこと
もわかる、お母さんと子供のことを見ている、変わった
のは良くわかる(本人)

X+4年4月2日 本人：疲れちゃって… Mちゃん、帰ってこない… おかあさんいらないよ… 施設の子になった、いなくなった、児童相談所は何もしてくれない(本人)

4ヶ月後：行政担当：お母さんが不安定になったからと会わずことはない

3ヶ月後：お父さんから暴力を振るわれたと、ずっと前のことでも昨日、叩かれたと言って、児童相談所は、そう判断した。

8ヶ月後：子供へのお詫び状を書かないとだめ、字を読めないので伝わらない、ころのこもった、娘が「じゃあ許してあげる」といわないと駄目、虐待していないと言っても、それはわかっていると、私が通訳します(児相)

13か月後：児童相談所も18歳まで返すつもりはない

お母さんが自分の口で、どうして施設にいるのか説明しなさいといわれた、娘に謝罪して、施設にいないといけないことを説明してくださいはないと言っている、夫は受け入れている、児童相談所は、おとうさんが根本的に変わらないと駄目、誤り方を書面で出すように、謝り細かく出すように話をした、出すことで施設を私達の距離が縮まる(本人)

一時保護という行政処分を執行したのは児相⇒なぜ一時保護になったのか、母親から子供に説明⇒児相が説明すべき⇒居場所も面会も禁止⇒母親に寄り添うべき児相が、母親に加害行為⇒しかも罪悪感はなさそうである⇒児相の職員の中に、どんな虐待も見逃さないという姿勢⇒保護後に虐待の事実を作ろうとしている

虐待事実のない一時保護

事例：宗教問題から排斥処分を受け、「長男と長女があなたから暴力を受けた」と（信者である）親族が言っている。身に覚えのない虐待通報、**暴行が指摘された時間は別行動を証明**…2年後、次男も**ネグレクトの可能性**があると（信者である）姉が警察に訴え**一時保護**、児童相談所が求めた家事裁判、**家裁は虐待と認めなかった**。次男が母親に強い拒否感、不信感がある判断し、姉に里親委託を承認、支援団体の力も借りて、実家に子供を返すように求めたが、エホバに帰るしかない（忌避）長男は成人、長女は高校生、次男は中学生、思春期を支えられなかった…＜東京新聞2023.5.1＞（ ）は作成者追加

事例；ASDの子供が近所の通告で一時保護をされた令和3年1月から**2年4カ月間****面会を制限された事案**で、**高等裁判所では母からの暴言暴力はなかった**、家裁の認定事実を削除、**児相の暴言暴力の根拠はなかったにもかかわらず母が理解していない判断で子供を帰さない**＜母が暴言暴力、虐待がある、母が暴言暴力、虐待がある、家庭限局性行為障害による暴力＞①一時保護中又は児童福祉施設への入所措置 ② **児童虐待防止法第12条第1項に基づき、子どもとの面会及び通信の全部が制限**されていること。③ 子ども虐待の防止及び子ども虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると思われること

一時保護の流れ

児童福祉法 第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所……通告しなければならない。

児童福祉法児童福祉法 第33条第1項: 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、**児童の一時保護を行い**、又は適当な者に委託して、**当該一時保護を行わせることができる。**

一時保護決定に向けてのアセスメントシート(別添5)⇐**担当者評価が基本、医療機関等の評価や署名なし**

【児童福祉法改正】2022.6.8: 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に**裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける**

事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける(法概要)⇒裁判官は、一時保護開始時点における一時保護の適正性について児童相談所が請求時点までに収集した資料も斟酌して審査してはどうか
〈一時保護時の司法審査等について(案)厚労省〉

一時保護の在り方の検討

1. 子供を親から引き離す前提で見相が活動
2. 通告の信憑性を過剰に信じる⇒子供の保護
⇒虐待防止に繋がる⇒**虐待の恐れ**⇒
安易に母子の引き離し⇒**強制的一時保護**
3. そのために虐待の拡大解釈の存在の事実
4. **母子関係から虐待を把握する視点が欠落**
5. 虐待の定義を含めた見直しの検討

虐待の内容・程度(事実認定)

家庭から一時引き離す場合: 身体・性的虐待、不適切な養育環境、虐待者の取り戻し、**心理的虐待**、**ネグレクト** (一時保護の要件: 虐待防止対策推進室2022.10.24)

子供を取り巻く
外的要因の整理

母の治療の優先、そのための支援体制、
家族への対応、保護
後の家族への対応

一時保護の在り方の検討

虐待の事実認定
の過程がアバウト
すぎる

通告内容の検証を厳格化

医療機関の
判断の文書
での同意

保護する前に
文書で同意書

第三者の評価を明確化

保護後も虐待の事実認定を検
証する仕組みを組み入れる

審査会等の評価機関・委員会

養育者（主に母親）側の要因
精神疾患 産後うつ病
母親自身の愛着スタイルの歪み

ボンディング障害

関係性の障害

愛着障害

子ども側の要因
発達障害（自閉症スペクトラム）
小児科疾患

母子(家族)関係
維持改善も目標

©三田こころの診療クリニック

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

(面会等の制限等)

第12条 ……同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において……当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会 二 当該児童との通信

3 ……一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、**当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、**又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、**児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。**

母子や家族を支援する立場の日常臨床に携わっている精神科医からすれば、保護の観点からのみこの法律が制定されたとしたら、非常に問題



児相はなぜ一時保護という行政処分を下すに至ったのか、保護者に説明すべきであり、その経緯を説明し、面会・通信・居場所を明らかにしない理由を説明すべきである